



那智の滝（和歌山県東牟婁郡）

撮影：後安宏彦（和歌山支部）

焦点

平成25年度与党税制改正大綱が決定した。税理士法改正について、検討事項に掲載された。これは、日税連の12項目からなる「税理士法に関する改正要望書」を法案として実現するため、税政連が国会議員等に働きかけた活動による場所が大きい。

さらに、大綱に記載された内容についても、一層充実したものになった。1月の中旬までは、「税理士制度の見直し」と記載されていたが、最後の1週間で「税理士法改正」という文字と「資格取得のあり方」が記載されることになった。税政連の総力の結果である。

税理士法改正が国会に上程されるには、政府の税制改正大綱へ記載された後、閣議決定

されることが前提となるため今後はこの条件をクリアする必要がある。総選挙が今年の12月に行われ、政権交代もあり、経済政策などの案件が優先的に取り組まれことによるが、我々はこの条件をクリアする活動を全力で行わねばならない。

資格はその使命に基づく資格試験をもって付与されるという基本原則を強く主張しようではないか。税理士になることを目指して税理士になった者が、堂々と胸を張っていける制度にしなければならない。この理念を有する税理士法に改正するためには、国会に上程して審議、可決されなければならない。

国会議員が最終的に審議して決定する。我々の思いを、強く国会議員に伝えようではないか。

税理士会との違いについて

Q：税理士政治連盟と税理士会とはどういう違いがありますか。

A： 日本税理士政治連盟（以下「日税政」という）発行の「税政連のしおり」にその点について掲載されています。要約すると次の通りです。

税理士会は、会員の業務の改善進歩に資するため、指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としています。さらに税務行政や税理士の権益に関する制度について調査研究を行い、必要に応じてこれらの事項について建議または諮問に答申する役割があります。建議権といわれ、毎年の税制改正に関する建議書が代表的なものです。

しかし建議した事項は法律に関わるものでありますので、立法府である国会で立法化されて初めて価値のあるものになります。このように我々の身分と業務は法律に密接に関係しており、より良いものにするためには、立法を担う国会議員に訴える等の政治力が不可欠になっています。ところが、税理士会は特別法人でありますので、政治活動が制限されています。

そこで、税理士政治連盟（以下「税政連」という）の出番です。政治活動が制限されている税理士会に代わって税政連が税理士会の要望する事項の実現に向けて、国会議員に対していろいろな機会をとらえて、理解を得る努力をしているのです。いわゆるこのロビー活動が税政連の存在意義なのです。近畿2府4県選出の国会議員に対して、税理士による後援会を結成し選挙応援をするとともに、税理士会の要望への理解を求めているところです。税政連は政党を問いません。衆参も問いません。税理士の要望に対して理解をし、その実現に向けた国会活動をしていただく議員を後援しております。

では、税政連でどのような成果があるのでしょうか。

平成25年1月24日に自由民主党・公明党が発表した「平成25年度税制改正大綱」をみると、税政連の成果が出ています。ここでは税理士法改正と交際費課税をとりあげます。

注目の税理士法改正については、一昨年、昨年よりも踏み込んだ表現で、検討事項の13番目に「税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、（中略）税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める」と明記されました。

また、交際費課税は、その緩和です。税政連では時限立法である交際費課税を撤廃するよう毎年要望書の上位に上げて主張してきました。今回撤廃とはなりませんでしたが、10%の損金不算入規定が廃止になり、中小企業にとっては朗報であります。

しかし、本来の活動はこれからです。税制改正大綱に載ったからといって、法案になり、それが国会審議を経て、法律とならなければ意味がありません。これからもより一層、日税政と日税連、近税政と近税会がタッグを組んで、納税者の代理人としての立場から税制改正の法案成立に向けて活動（国会議員へのロビー活動）をしていかなければなりません。

そして私たち会員は、これからも税政連のこれらの動きに注目するとともに、応援（会費の納入も含めて）をしていかなければなりません。

（葛城支部 吉田廣彰）

目次

焦点……………	1	かんさいすずめ……………	7
税理士会との違いについて……………	2	銀河系……………	7
年始の一斉陳情……………	3	第1回「川柳」「書道」	
一斉陳情～第2弾～……………	4	コンテストのご案内……………	8
後援会ニュース……………	5		

年始の一斉陳情

1月10日、「近畿税理士会と近畿税理士政治連盟です」と大きな声で国会議員室の扉を開けた。

今年の新年挨拶ほど胸が躍ったことはない。税理士会と税政連が行動を共にしたのである。

昨年12月、日税連・日税政は、通常国会での12項目の税理士法改正に向け、全国の税理士会・税政連に対し連携と早急な対応を求めた。毎年、税政連は新年の挨拶をかねて、全国の国会議員に対し一斉陳情を行ってきた。しかし今回は違う。この連携により我々の熱い思いが国会へ必ずや届くものと確信している。

我々の要望は、平成25年度税制改正大綱に税理士法改正が明記され、通常国会において法案が審議、成立することであり、改正項目については、特に「税理士資格」自動付与の廃止を強く求めた。

結果、1月24日大綱に検討事項として「税理士法の改正を視野に入れて」と、今まで以上に踏み込んで「税理士法改正」の文言が明記された。

次は、通常国会での法案提出時期である。1月21日には、近畿税理士会において「税理士法改正推進委員会」が設置された。今後も全国の税理士会・税政連の連携が、税理士法改正成立への大きな力となるであろう。

(副幹事長 田 達満)



北川知克議員(自民・衆・大阪12)



谷垣禎一議員(自民・衆・京都5)



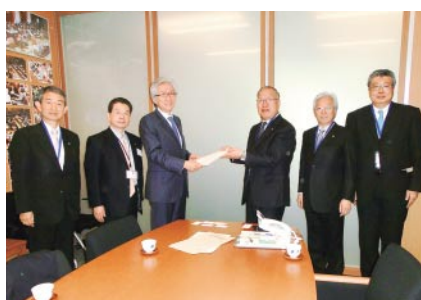
高市早苗議員(自民・衆・奈良2)



竹内譲議員(公明・衆・比例近畿)



白浜一良議員(公明・参・大阪府)



西田昌司議員(自民・参・京都府)



世耕弘成議員(自民・参・和歌山県)

国会議員の皆様をお願いします

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

- **税理士法改正**を25年度**税制改正大綱**に記載のうえ、**改正法案審議**を

次期通常国会での法案審議をお願いします

- 公認会計士、弁護士に対する「**税理士資格**」の**自動付与廃止**を

公認会計士に税法、弁護士に会计学の税理士試験による検証を求めます

- 税理士は**申告納税制度**の担い手、**制度改正は納税環境整備**の一環

税は民主主義の基礎、日税連は12項目の改正を求めています

一 斉 陳 情 ～ 第 2 弾 ～

昨年12月に発足した安倍内閣と与党で近畿地区より政務三役・衆参委員長などに就任した国会議員に対し、近税政は1月10日の一斉陳情に引き続き、2月13日～14日に就任お祝いのあいさつを兼ねて一斉陳情を行った。

就任のお祝いを述べるとともに、1月24日の平成25年度与党税制改正大綱の検討事項に、「税理士法改正」「税理士資格取得のありかた」の文言が明記され、税理士制度の見直しを検討すると記載されたことに対してお礼を申し上げた。さらに、平成26年度で税理士資格の自動付与廃止を含む税理士法改正の実現について一層のご理解・ご協力をお願いした。

税理士資格の自動付与廃止は、T P P の協議を進めるうえで、我が国の申告納税制度を維持するために必要不可欠である旨を説明し、特に理解を求めた。

(陳情先国会議員は写真の通り、訪問順)



左藤章 防衛大臣政務官



盛山正仁 法務大臣政務官



渡海紀三朗 衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長



北側一雄 衆議院総務委員長



鶴保庸介 国土交通副大臣



世耕弘成 内閣官房副長官



渡嘉敷奈緒美 厚生労働大臣政務官



西村康稔 内閣府副大臣



伊吹文明 衆議院議長



谷垣禎一 法務大臣



高市早苗 自民党政務調査会長

後援会ニュース

とかしきなおみ後援会

税理士によるとかしきなおみ後援会総会が、1月25日、吹田市のサニーストーンホテルで開催された。

来賓として渡嘉敷奈緒美衆議院議員、近税政から今中英雄副会長、大西尚史大阪府第3支部連会長、仲猛夫茨木支部長、上西通氏吹田支部長、「税理士による松浪ケンタ後援会」の谷丸八郎会長が出席した。



九鬼章泰幹事長の司会により開会が宣せられ、東秀夫後援会会長が挨拶で「全国的に注目を浴びた選挙区での今回の当選を祝すとともに、日本再生のためにも経済情勢に対処できる政府をめざすことや、税制改正大綱に税理士会の多くの要望項目が実現したが、税理士制度の見直し等への助力を期待する」などの話をした。

続いて議長選出、議事録署名人選出の後、議事に入り、すべての議案が滞りなく承認された。

そして再選された東秀夫会長の挨拶の後、来賓として大西支部連会長が話をした。

次に渡嘉敷議員から、厚生労働大臣政務官としての抱負や税理士法の改正整備に役立つよう力をつくす旨の発言があった。

最後に新副会長就任挨拶を経て閉会を宣した。東会長から渡嘉敷議員への花束贈呈に引き続き、懇親会が開催された。今中副会長から改めて当選を祝う挨拶などがあり、和気あいあいのうちに終了した。(吹田支部 石井碧八)

鴻池祥肇後援会

税理士による鴻池祥肇後援会総会・国政報告会が、1月28日、尼崎市中小企業センターにおいて開催された。

来賓として、鴻池祥肇参議院議員、徳富勲近税政副会長、浦濱勇近税政兵庫県第3支部連会長が出席した。



佐茂省治会員の司会により開会し、西浦文彦後援会会長より「鴻池議員には、我々税理士について深くご理解をいただいている。後援会活動を更に活発化して、一丸となって応援していきたい」とあいさつがあった。

続いて議事に入り、議案はすべて可決承認された。また、役員改選についても全員原案どおり選任された。

引き続き、徳富副会長より「平成25年度税制改正大綱が与党税制協議会で決定され、税理士法改正など、今後ともご支援を賜りたい」とあいさつがあった。

その後、国政報告会に移った。当日召集された第183回通常国会の衆参両院本会議の後に駆けつけた鴻池議員は、本会議の様子を報告し、

「平和を愛する日本人のためにポリシーをもって望みたい。税理士のために、しっかりと役に立ちたい」と力強い言葉を述べた。その後、西浦会長が、鴻池議員に要望書を手渡した。

続いて懇親会に移り、鴻池議員を囲み和やかなうちに散会となった。(西宮支部 森本幸子)

奥野しんすけ後援会

税理士による奥野しんすけ後援会定期総会が、2月2日、大和高田市の割烹ふたがみにおいて開催された。

来賓として、奥野信亮衆議院議員、近税政より雪村弘副会長、奈良県支部連より山本眞市会長が出席した。



奥野議員(右)と辻井後援会会長

米田昌弘幹事長の司会により開会し、来賓紹介の後、辻井賢博後援会会長があいさつした。続いて辻井会長が議長に選出され、議案の審議に入った。議案の「今後の活動方針について」は原案通り可決された。

引き続き辻井会長は、税理士法改正に関する要望項目のうち、特に税理士の資格取得に関する規定について、公認会計士・弁護士に対する税理士資格の自動付与廃止を強く訴え、奥野議員に理解と国会での活動を要請した。

これを受けて奥野議員は、今回の選挙で復活できた感謝を述べるとともに、自民党に対する期待に対してしっかりと応えていきたいと決意を表明し、今後とも税理士会の意見を取り入れて活動していくと力強いあいさつをした。

続いて雪村近税政副会長のあいさつの後、定期総会を終了した。

その後の懇親会では、奥野議員に「平成25年度税制改正に関する要望書」を手渡すとともに、会員は奥野議員を交えて終始和やかに、親しく懇談し、盛会のうちに閉会した。

(葛城支部 吉田廣彰)

三日月大造後援会

2月4日、税理士による三日月大造後援会第2回定期総会がホテルボストンプラザクサツで開催された。来賓として、三日月大造衆議院議員夫妻、井戸本泰次近税政幹事長、笹岡憲一近税政副幹事長、鈴木勝博近税政滋賀県支部連会長が出席した。



開会宣言の後、堀井孝一郎後援会会長が先の衆議院選挙の選挙活動に対する感謝の辞を述べた。そして、近税政・滋賀県支部連・草津支部からの支援に対しての御礼と、今後の後援会活動の活性化に向けた更なる支援と会員の増強をお願いした。

続いて、議案審議に入った。小澤康宏幹事長から、税制並びに税理士制度について造詣が深い三日月議員と意見交換できる機会を積極的に設け意思疎通が図れる関係を構築でき、税制改正や税理士法改正等に関する要望を継続的に実施できたこと、および三日月議員にその重要性和緊急性を認識していただいたことの報告があった。議案は原案通り可決承認された。

議事終了後、井戸本近税政幹事長が近税政活動の状況を報告し、近税政の活動の根源は後援会活動にある旨の祝辞を述べた。

引き続き、懇親会が開催され、三日月夫妻と来賓の方々が参加し、会員と歓談した。最後に、三日月議員の活躍と税理士法改正への早期実現、更なる後援会活動の活性化を祈念して万歳三唱で締めくくり、盛会のうちに散会となった。

(草津支部 竹中 弘)

時代の流れはすごいです

事務所を見渡せば、書類書類ばかりで、関与先の膨大な書類や郵送物、あつという間に机の上まで書類がたまっていきませんか。

以前勤務していた事務所にもたくさんの書類があり、事務所以外にも書類を保管する倉庫を借りていました。自分が開業するにあたり、「ペーパーレス」という言葉を耳にしていたので、いろいろな人からアドバイスをいただき、コストや場所を考え、簡単にできるドキュメントスキャナーを導入することにしました。

このドキュメントスキャナーは、関与先の書類だけにとどまらず、クレジットカードの明細等すべての書類をデジタルデータ化して保管することができます。そして、保管する必要のある書類をデータ化することによって、紙ベースで保管しなければならない書類を処分でき、見たい時にもすぐに探し出せるので大変便利です。

雑誌などもデータ化できるので、置いておくとうとうにもできない雑誌もすぐに捨てられるようになりました。もちろん、税政連の冊子は置いてありますが。

それでも、なかなかすべての紙ベースはやめられないのが現状です。

今の世の中、すごいことになっているなぁと感心しています。そんなこんなで、新時代体制についていけるのか少々不安はありますが、少しずつ新しいことを取り入れながら、若返りを期待しながら頑張っていきたいと思います。

(下京支部 久乗一姫)



近税政本部のうごき

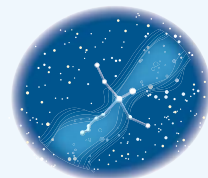
- 国会議員への一斉陳情（1月10日）
 - ・税理士法改正について、日税政・近税会と連携し国会議員へ陳情を実施
- 近畿税政連 FaxNews配信（1月25日）
 - ・平成25年度税制改正大綱決定
- 国会議員への一斉陳情（2月13日～14日）
 - ・政務三役・衆参委員長等への就任お祝い
 - ・平成25年度税制改正大綱の検討事項への「税理士法改正」文言明記のお礼等

会 費 納 入 は

□ 座 振 替 で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

銀河系



政権交代により、税政連を取り巻く環境が慌ただしくなる中で、会員により多くの情報をすばやく伝えるため、この時期に第191号を発行するに至った。

本号の企画・編集・校正作業は、われわれが繁忙期を迎えることもあり、すべてメーリングリストを使って行われた。一昔前までは考えられなかったことだが、委員全員がメールを通して意見を出し合い、効率よく、短期間で発行することができた。

今後このような便利な方法が増えていくかもしれないが、相手の顔を見て、お互いに言葉を発し、熱い意見を交わすこともまた、今の時代だからこそ大事なことの一つである。そのことを忘れてはいけないと感じた次第であった。（右京支部 吉田和之）

広報委員会からのお知らせ

第 1 回

川柳書道

コンテストのご案内

平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、近畿税政連の広報活動の一環として、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんでいただくために、第1回「川柳」「書道」コンテストを開催させていただくことになりました。
下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

応募要項

- ① 川柳コンテスト
- ② 書道コンテスト テーマ部門 題字「近畿税政連」
- ③ 書道コンテスト 自由部門 自由課題

- 応募作品** 近畿税理士政治連盟を盛り上げるような作品をお待ちしております。
- 応募期間** 平成25年4月1日(月)～6月20日(木) 必着
- 応募資格** 近畿税理士会員に限ります。
- 応募点数** 各部門3点まで(ただし、入賞は各部門1人1点)
- 応募規定**
 - 応募作品は制作から1年以内のものに限定します。
 - 書道コンテストの作品サイズ
 - テーマ部門：半紙・半切・ハツ切
 - 自由部門：自由
- 応募方法** 作品に次のものを記入した応募票(任意形式)を貼付して応募してください。
 - ① 応募部門、② 支部名、③ 登録番号、④ 氏名、⑤ 制作年月日
 - ⑥ 作品に対するコメントや説明(100字以内)
- 参加費用** 無料
- 審査員** 外部の審査員を予定しております。
- 表彰式** 9月中旬。入賞者は機関誌に掲載いたします。
(各部門) 最優秀会長賞・優秀賞・入選

応募先

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階
近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

■ 作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関誌への掲載等広報活動に利用させていただきます。